

**公益社団法人 薬剤師認定制度認証機構**  
**平成 23 年度薬剤師認定制度委員連絡会 議事メモ**

日時：平成 23 年 12 月 16 日（金）14:00～16:30

場所：ニッショーホール第 2 会議室

出席者（敬称略）

委員；16 名

事務局：内山 充、吉田 武美、武立 啓子、清水 亨、大塚 文

配布資料：

事前配布

1. 公益社団法人薬剤師認定制度認証機構組織図（資料 1）
2. 「求められる薬剤師」への道程（資料 2）
3. 薬局機能に関する情報の報告及び公表にあたっての留意点について（資料 3）
4. コラム（資料 4）
5. （社）日本専門医機構（仮称）組織図（案）（資料 5）
6. 薬剤師認定制度委員会 前回連絡記録（2010 年 12 月 17 日）以降の記録（資料 6）

当日配布

1. 平成 23 年度認定制度委員連絡会 会議次第
2. 第 8 回 認定薬剤師認証研修機関協議会 概録
3. 他のプロバイダー単位等の受け入れ条件（簡潔版）

**開会** 清水事務局長から、開会を告げた後、当日及び事前配付資料の確認を行った。

**開会挨拶**

内山代表理事より、開会に当たり、認証機構の事業の中核をなす研修実施機関の質的評価に関しての、委員各位の全面的協力に対し謝意を表す。また、本年は東日本大震災の影響で、3 月理事会も書面理事会となるなど、例年と異なる事業経過であったが、議事録をお読みいただいていることと思うとの挨拶があった。

**議事.**

1. **報告事項**代表理事より当日配布の議事次第に沿い、以下項目ごとの報告がなされた。

1.1 人事異動・・・認証機構役職員、認定制度委員

5 月理事会で武立認証コーディネーターの採用が承認された。山田認証担当理事を補佐して各委員への連絡を実施している。また、各プロバーダーのアドバイザーとしての役割も担当する。また、5 月理事会及び 6 月社員総会で松木理事、吉田理事が選任され、9 月理事会で清水事務局長が承認された。

認定制度委員に関しては、平成 16 年 12 月の第一回連絡会以来 7 年を経ており、当認証

機構も公益法人となり、見直しと脱皮が必要な時期となっている。6月の役員改選に合わせて認定制度委員も、7名の委員に辞退をいただき、新たに遠藤、鹿村、千堂、高濱、山本各委員に就任を委嘱した。

認証、評価に関しては、基本的に各委員が同一の見地で実施していただいております、評価は指摘や批判ではなく、あるべき姿を支援、育成する方向で今後も行なっていただきたい。

1.2 認定制度委員への年間通信記録については例年通りである。

1.3 認証事業の推移及び関連報告

① 昨年から、特定領域プライマリ・ケア認定薬剤師制度、及び埼玉県病院薬剤師会生涯研修制度を新規に認証し、石川県薬剤師会、新潟薬科大学及び北海道薬科大学の認証更新を行った。

② 認定制度委員のコメントの中で提起された問題として、「更新申請の際の実績報告には、プロバイダー自身が企画、実施した研修の単位数と、他学会等機関が実施した研修等に対して発給した単位数とを区別して報告すること」をプロバイダーに求めることが、第3回理事会（平成23年9月30日）で承認された。

また申請者が外国籍であっても、日本の薬剤師免許を有している場合には認定書を発行すること、及び外国人薬剤師が本国への申請のために受講証明書を希望する場合には対応して欲しい旨プロバイダーに依頼したい。

1.4 認証プロバイダー連絡協議会について

これまで当認証機構で認証を受けている生涯研修制度15機関と特定領域認定制度2機関が、年2回の会議を開催している。当認証機構の役員と職員は、オブザーバーとして出席している。配布資料2.のように、本年度第8回を数え、神戸薬科大学主催の8月の会議で正式に協議会（任意団体）として発足した。協議会の代表は、本年度は東邦大学の吉尾先生の担当である。

本協議会の正式名称は、認定薬剤師認証研修機関協議会であるが長いので、「CAPEP（Council on Accredited Pharmacists Education Provider）」を提案し、ほぼ了解されている。また本年より、<http://ninteiyakuzaishi.com>（認定薬剤師.com）というポータルサイトも運営しており、各プロバイダーが自身の研修計画を入力することになっている。今後は、各プロバイダーが宣伝に努めることを期待している。

## 2. 協議事項

2.1 公益社団法人 薬剤師認定制度認証機構 組織図、事業図（事前配布資料1）

代表理事より、以下のような説明があった。

① 資料1は、本認証機構の組織図と認証事業図であるが内容は基本的に同じである。

理事会に提出し、議論をいただき、訂正等があった。すなわち、1ページの図中の法人管理は削除する。制度に関しては、これまでの生涯研修（G）、特定領域（P）、専門薬剤師（S）に簡単に説明を加え、「その他（E）」を加える。2ページの図の実施機関と認定薬剤師との関係部分を整理する。3ページは、認証に至るまでのフローチャートであり公益認定委

員会に提出したものであるが、細部につけ修正する。

② これまで、特定領域という名称を使用してきたが、専門薬剤師もある意味で特定領域なので、今後は制度の呼称としては「領域認定薬剤師」「領域専門薬剤師」としていきたい。

③ 領域認定薬剤師は、生涯研修の展開として、ある領域に興味を持ち、より深く付可的に学習を続けた者に対して、それを記録・証明するものである。

④ 領域専門薬剤師は、チーム医療の中で薬剤師としての専門性を発揮できる知識や技能を保証するものとする。この保証は、実施機関の責任で行うが、実施機関の組織と体制は認定制度委員が評価する。すなわち、学習の質は評価するが、学習内容は原則として専門家集団に任すこととする。

⑤ 評価に関しては、生涯研修の場合には、全委員にお願いするが、領域や専門に関しては、評価委員を選び評価チームを立ち上げて先ず評価を進め、評価の方向性が決まってから、全委員の評価ということで実施してきているので、この方針で今後も進めていきたい。

⑥ 医師は学会が専門性を認定している。厚労省医政局では、「専門医の在り方検討会」が進められており、月一回ペースで会議が開かれ、来秋には中間報告が予定されている。専門医制評価・認定機構、看護協会および当認証機構で、医療職の生涯学習の質の評価、保証をどうするかについて相互に連絡を続けることにしている。

## 2.2 「求められる薬剤師」への道程（配布資料2）

代表理事より配布資料について説明がなされ、付随して委員からの発言があった。

① 1ページの「求められる薬剤師への道程」及び2ページの「薬剤師生涯学習の在り方と現況」は、いずれも薬剤師生涯学習概念図であり、これまで本認証機構が機会あるごとに述べてきた、薬剤師生涯学習の原則や在り方等の考えをイメージとしてまとめたものである。本認証機構としての原則的な発信文書として今回理事会で了承されたので、必要に応じて外部に発信していきたい。理事会及び当連絡会での意見や議論を踏まえて修正して最終版とする。

② 文言は簡単な方がインパクトも強いとの理事会での指摘もあるので、「目標」を簡単にした。その前後に何をつけてもいいと理解していただきたい。「行動」については、「責任」及び「倫理」について語句を入れる。

### ③ 薬剤師生涯研修の在り方について

基盤はあくまでもジェネラリストとしての職能向上にあること、及び第2項の表現を分かりやすく変更することが了解された。薬剤師の生涯研修における特定領域は、診療科や疾患ではなく、2ページ目の下部に示すように、薬剤師型の分類となることが了承された。チーム医療関連では、領域として、薬物治療、感染制御、がん治療などがあるが、一つの学会に集約されていない場合もある。領域に関しては、ある団体が認定薬剤師の制度を作るのであれば、目的としている領域と関連する医療関係団体や関連学会との連絡が取れているかどうか重要である。評価の立場としては、認証申請書にはそのような内容を記載してもらいたい。特に領域薬剤師としての特徴がでていくことが分かるようにして欲しい

という意見があった。

領域認定薬剤師は、ジェネラリストであって、さらに興味のある領域を、深く学習していく点に重点があり、その能力を保証するわけではないので、領域専門薬剤師制度に比して、評価をあまり厳しくはしない方向で進めていきたい。

#### ④ 薬剤師の生涯学習の基本条件に関して

学習者と提供者などに分けて何時を求めるのか判然とする記載にしたほうが良いとの意見があり、修正を検討することとされた。

#### ⑤ 望ましい生涯学習環境に関して

項目5「学んだことが報われる環境を作る」ことに対して委員より多くの賛同意見があった。一方、専門領域を固定して学習をすることは、将来の人材のローテーションあるいはキャリアアップに必ずしも好都合ではないとの意見もあった。

その他、薬剤師はジェネラリストから、さらに高いところを目指す方向性を持つ必要がある。専門薬剤師だからと、他のことはやらせないということにはならないし、またそうあるべきではない。また、報われる環境作りは、見方によってはむづかしいという意見もあるが、そのまま残した方がいいと思う。病院においてはリーダーが判断すればいい問題である。

等の意見交換がなされた。

#### ⑥ その他

- ・ 理事会で「学んだことが、どう役に立っているのかを、どう評価するのか」の質問があった。実際には、学んだ記録を評価していることになるが、実践に役に立っているかどうかの自己評価あるいは客観評価はできていない。やらなくてはならない課題と考えていると紹介された。

- ・ 薬剤部長などは経営的なリーダーとしての資格とかを持っていることも必要なことなので、「その他の認定制度」の中には経営学や人事管理やマネジメントも必要である。

- ・ 薬局実習を選んだ理由として、I人間からT人間、すなわち専門特化から、総合性と、両方兼ね備えた学習環境が整っているから良いということを知った。資料の「求められる薬剤師」あるいは「生涯学習の在り方と現状」のイメージ図に該当する。本機構で認証を受けた研修機関の認定を受けた薬剤師の実践力を社会に還元して、地域社会の住民や患者に評価されていくことが重要である。6年制教育の実習生が来て、在宅医療やセルフメディケーションに興味を持ち、実践できる薬剤師になりたいと話している。これには臨床判断力が求められる。認定を持っていて社会から評価され、薬局が生き残っていくことに、6年制が出来た意味があると思う。

代表理事より、資料の1と2のまとめとして、将来に亘る当認証機構としての方針、指標であり、薬剤師への呼び掛けや、外部への発信資料としたいので、来年早々に最終版を全委員に送付する。今後いろいろな機会をとらえてこれらの内容を発信していきたいとの

発言があった。

### 3. 資料3 医療法における情報提供に関連する厚労省事務連絡記録

薬局は、認定薬剤師の数を都道府県薬務課に届け出て、患者への情報提供する義務がある。当認証機構の認証した機関の認定した認定薬剤師が、それに該当することを公に認めた厚労省から各都道府県への事務連絡である。

### 4. 資料4 HP コラム抜粋

代表理事から、これまでコラムで発信してきたものの抜粋であり、本日の各配布資料に、図あるいはイメージとしてまとめた内容のバックグラウンドであることを述べた。

### 5. 資料5

代表理事より以下の説明があった。

医政局の「専門医の在り方検討会」に、専門医制評価・認定機構から提出された計画図である。これを参考に、薬剤師の将来をさらに検討したい。

### 6. その他

- ・ 薬剤師が主体になっている学会が認定している制度がどれくらいあるか、調べておく必要があるのではないか。

当認証機構は、基本的に申請してきた制度の資料を受け付けて質を評価しているが、申請して来ない制度を調査したり、強制する権利もないので対応はむづかしい。

- ・ 薬剤師が何を目的として認定薬剤師を取得するのかについての話題

必要としてとっているのかも知れないが、自己満足もあるのではないかと。薬剤師も目的をもって行動することが必要である。薬剤師がどのような目的で行動しているか、どこでどのように評価するかなど、フォローアップが大事になっている。これらの問題は、理事会やこの連絡会でも相談しながら、また医師の方の進歩も見ながら進めていきたい。

- ・ トリアージの言葉の解釈及び使い方に関する話題

薬剤師が、将来積極的に進出すべき分野ではある。薬剤師がどこまで関与できるか、法的なことも含めて今後の問題である。三輪監事の意見等を参考に検討課題としたい。

### 7. 閉会

代表理事より、本日までのご参加と意見や議論に対して感謝の意を表した。第一回以降の連絡会からのメモは、すべてホームページに掲載されているので、時間のあるときにご参照いただきたいこと、また [ninteyakuzaishi.com](http://ninteyakuzaishi.com) (認定薬剤師.com) にもアクセスしていただきたい旨を告げ、16:30分閉会した。

### 8. 次年度の開催日程

今回の連絡会は、平成24年12月14日(金)の予定。